

新旧対照表

新	旧
<p><u>第 1 条関係</u> 職員の退職手当に関する条例</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第 6 条の 4 1～3 省略</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 退職した者のうち自己都合退職者(第 3 条第 2 項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のものでその勤続期間が 5 年以上 24 年以下のもの 第 1 項第 1 号から第 5 号まで又は第 7 号に掲げる職の区分にあつては当該各号に定める額、同項第 6 号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額</u></p> <p><u>(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が 1 年以上 4 年以下のもの 前号の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額</u></p> <p><u>(3) 省略</u></p> <p><u>(4) 自己都合退職者でその勤続期間が 10 年以上 24 年以下のもの 第 1 号の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p>5 省略</p> <p>第 6 条の 5～第 20 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和 59 年羽曳野市条例第 17 号。以下「昭和 59 年改正条例」という。)附則第 2 項、第 4 項、第 7 項又は第 8 項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第 3 条から第 5 条の 3 までの規定により</p>	<p><u>第 1 条関係</u> 職員の退職手当に関する条例</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第 6 条の 4 1～3 省略</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 退職した者のうち自己都合退職者(第 3 条第 2 項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のものでその勤続期間が 1 年以上 4 年以下のもの 第 1 項の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額</u></p> <p><u>(2) 省略</u></p> <p><u>(3) 自己都合退職者でその勤続期間が 10 年以上 24 年以下のもの 第 1 項の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p>5 省略</p> <p>第 6 条の 5～第 20 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 当分の間、20 年以上 35 年以下の期間勤続して退職した者(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和 59 年羽曳野市昭和 59 年改正条例。以下「昭和 59 年改正条例」という。)附則第 2 項、第 4 項、第 7 項又は第 8 項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第 12</p>

計算した額にそれぞれ 100 分の 87 を乗じて得た額とする。この場合において、第 6 条の 5 中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 5 項」とする。

6 当分の間、36 年以上 42 年以下の期間勤続して退職した者(昭和 59 年改正条例附則第 3 項又は第 5 項の規定に該当する者を除く。)で第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第 5 条の 2 の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7～9 省略

(平成 24 年度における給与制度改革の経過措置)

10 職員が給与制度改革対象職員(職員であつて、平成 24 年度における給与制度改革の実施のための関係条例の整備に関する条例(平成 24 年羽曳野市条例第 14 号。以下「給与制度改革条例」という。)第 2 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例附則第 17 項の規定によりその者の給料月額が減額改定が行われた者をいう。)として退職した場合において、その者が給与制度改革条例の施行の日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、給与制度改革条例第 1 条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例第 2 条の 4 から第 5 条の 3 まで、第 6 条から第 6 条の 3 まで及び第 6 条の 5 並びに附則第 5 項から第 7 項まで、昭和 59 年改正条例附則第 2 項から第 6 項まで、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 15 年羽曳野市条例第 33 号。以下「平成 15 年改正条例」という。)附則第 12 項の規定により計算した額(当該勤続期間が 43 年又は 44 年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が給与制度改革条例第 1 条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例第 5 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該

条第 1 項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)を除く。)に対する退職手当の基本額は、第 3 条から第 5 条の 3 までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 104 を乗じて得た額とする。

6 当分の間、36 年の期間勤続して退職した者(昭和 59 年改正条例附則第 3 項又は第 5 項の規定に該当する者を除く。)で第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をしたもの(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

7～9 省略

(平成 24 年度における給与制度改革の経過措置)

10 職員が給与制度改革対象職員(職員であつて、平成 24 年度における給与制度改革の実施のための関係条例の整備に関する条例(平成 24 年羽曳野市条例第 14 号。以下「給与制度改革条例」という。)第 2 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例附則第 17 項の規定によりその者の給料月額が減額改定が行われた者をいう。)として退職した場合において、その者が給与制度改革条例の施行の日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第 2 条の 3 から第 5 条の 3 まで及び第 6 条から第 6 条の 5 まで並びに附則第 5 項から第 7 項まで、昭和 59 年改正条例附則第 2 項から第 6 項まで、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 15 年羽曳野市条例第 33 号。以下「平成 15 年改正条例」という。)附則第 12 項の規定により計算した退職手当の額が、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 21 年羽曳野市条例第 1 号。以下「平成 21 年改正条例」という。)による改正前の職員の退職手当に関する条例第 3 条から第 5 条の 2 まで、第 6 条及び附則第 5 項から第 7 項まで、平成 21 年改正条例附則第 7 項の規定による改正前の昭和 59 年改正条例附則第 2 項から第 6 項まで、平成 21 年改正条例附則第 8 項の規定による改正前の

勤続期間を 35 年として給与制度改革条例第 1 条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例附則第 5 項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ 100 分の 87(当該勤続期間が 20 年以上の者(42 年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。))にあつては、104 分の 87)を乗じて得た額及び第 6 条の 4 の規定により計算した額の合計額が、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 21 年羽曳野市条例第 1 号。以下「平成 21 年改正条例」という。)による改正前の職員の退職手当に関する条例第 3 条から第 5 条の 2 まで、第 6 条及び附則第 5 項から第 7 項まで、平成 21 年改正条例附則第 7 項の規定による改正前の昭和 59 年改正条例附則第 2 項から第 6 項まで、平成 21 年改正条例附則第 8 項の規定による改正前の平成 15 年改正条例附則第 12 項の規定により計算した額(当該勤続期間が 43 年又は 44 年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が平成 21 年改正条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第 5 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 35 年として平成 21 年改正条例による改正前の職員の退職手当に関する条例附則第 5 項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ 100 分の 87(当該勤続期間が 20 年以上の者(42 年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。))にあつては、104 分の 87)を乗じて得た額又は職員の退職手当に関する条例第 2 条の 4 から第 5 条の 3 まで及び第 6 条から第 6 条の 5 まで並びに附則第 5 項から第 7 項まで、昭和 59 年改正条例附則第 2 項から第 6 項まで、平成 15 年改正条例附則第 12 項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その最も多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

昭和 59 年改正条例附則第 12 項の規定により計算した退職手当の額又は給与制度改革条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第 2 条の 3 から第 5 条の 3 まで及び第 6 条から第 6 条の 5 まで並びに附則第 5 項から第 7 項まで、昭和 59 年改正条例附則第 2 項から第 6 項まで、平成 15 年改正条例附則第 12 項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その最も多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

第2条関係

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和59年羽曳野市条例第17号)

附 則

1 省略

2 この条例の施行日(以下「施行日」という。)に在職する職員(施行日に改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第8条第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。)として在職する者のうち、施行日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は施行日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつたものを含む。以下同じ。)のうち、施行日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。

3 施行日に在職する職員のうち、施行日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

4・5 省略

6 施行日に在職する職員のうち、施行日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。

第2条関係

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和59年羽曳野市条例第17号)

附 則

1 省略

2 この条例の施行日(以下「施行日」という。)に在職する職員(施行日に改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第8条第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。)として在職する者のうち、施行日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は施行日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつたものを含む。以下同じ。)のうち、施行日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条又は第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条から第5条の3までの規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

3 施行日に在職する職員のうち、施行日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条第1項及び第5条の2の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

4・5 省略

6 施行日に在職する職員のうち、施行日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、新条例第5条から第5条の3までの規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。

以下省略

第 3 条関係

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する
条例(平成 15 年羽曳野市条例第 33 号)

附 則

1～11 省略

12 当分の間、42 年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第 5 条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を 35 年として同条例附則第 5 項の規定の例により計算して得られる額とする。

以下省略

第 4 条関係

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する
条例(平成 21 年羽曳野市条例第 1 号)

附 則

1 省略

(経過措置)

2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第 3 条から第 5 条の 2 まで、第 6 条及び附則第 5 項から第 7 項まで、附則第 7 項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和 59 年羽曳野市条例第 17 号。以下「昭和 59 年改正条例」

以下省略

第 3 条関係

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する
条例(平成 15 年羽曳野市条例第 33 号)

附 則

1～11 省略

12 当分の間、44 年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第 5 条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を 35 年として同条例附則第 5 項の規定の例により計算して得られる額とする。

以下省略

第 4 条関係

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する
条例(平成 21 年羽曳野市条例第 1 号)

附 則

1 省略

(経過措置)

2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第 3 条から第 5 条の 2 まで、第 6 条及び附則第 5 項から第 7 項まで、附則第 7 項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和 59 年羽曳野市条例第 17 号。以下この条例及び次項におい

という。)附則第 2 項から第 6 項まで、附則第 8 項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 15 年羽曳野市条例第 33 号。以下「平成 15 年改正条例」という。)附則第 12 項の規定により計算した額(当該勤続期間が 43 年又は 44 年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第 5 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 35 年として旧条例附則第 5 項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ 100 分の 87(当該勤続期間が 20 年以上の者(42 年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104 分の 87)を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例第 2 条の 4 から第 5 条の 3 まで及び第 6 条から第 6 条の 5 まで並びに附則第 5 項から第 7 項まで、昭和 59 年改正条例附則第 2 項から第 6 項まで、平成 15 年改正条例附則第 12 項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

以下省略

て「条例第 17 号」という。)附則第 2 項から第 6 項まで、附則第 8 項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和 15 年羽曳野市条例第 33 号。以下この条例及び次項において「条例第 33 号」という。)附則第 12 項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第 2 条の 4 から第 5 条の 3 まで及び第 6 条から第 6 条の 5 まで並びに附則第 5 項から第 7 項まで、附則第 7 項の規定による改正後の条例第 17 号附則第 2 項から第 6 項まで、附則第 8 項の規定による改正後の条例第 33 号附則第 12 項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

以下省略